

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第16号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり特定非営利活動法人劇研の主たる事務所の所在地が変更されたことに伴い、規定を整備することとしました。

改正前	改正後
京都市左京区下鴨塚本町1番地	京都市左京区田中西春菜町7番地の2在り5号室

この条例は、平成29年12月22日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項中「京都市左京区下鴨塚本町1番地」を「京都市左京区田中西春菜町7番地の2在り5号室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)